

平成30年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年6月6日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	友 田 香将雄	9 番	吉 岡 英 允
2 番	重 富 邦 夫	10番	片 渕 彰
3 番	中 村 秀 子	11番	草 場 祥 則
4 番	定 松 弘 介	12番	井 崎 好 信
5 番	川 崎 一 平	13番	内 野 さよ子
6 番	前 田 弘次郎	14番	西 山 清 則
7 番	溝 口 誠	15番	溝 上 良 夫
8 番	大 串 武 次	16番	片 渕 栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田 島 健 一	副 町 長	百 武 和 義
教 育 長	北 村 喜久次	総 務 課 長	松 尾 裕 哉
企画財政課長	井 崎 直 樹	税 務 課 長	木 下 信 博
住 民 課 長	門 田 和 昭	保健福祉課長	大 串 靖 弘
長寿社会課長	矢 川 又 弘	生活環境課長	小 池 武 敏
水 道 課 長	中 村 政 文	下水道課長	片 渕 徹
農業振興課長	堤 正 久	産業創生課長	久 原 浩 文
農村整備課長	笠 原 政 浩	建 設 課 長	喜 多 忠 則
会 計 管 理 者	西 山 里 美	学校教育課長	吉 岡 正 博
生涯学習課長	千 布 一 夫	農業委員会事務局長	久 原 雅 紀
白石創生推進専門監	坂 本 博 樹	主任指導主事	石 橋 佳 樹

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小 柳 八 束
議 事 係 長 中 原 賢 一
議 事 係 書 記 緒 方 千 鶴 子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

15番 溝 上 良 夫

1 番 友 田 香将雄

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第4号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について

日程第5 報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

日程第6 報告第6号 平成29年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから平成30年第2回白石町議会6月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、白石町議会も夏のエコスタイルとし、議員申し合わせにより、今会期中、議員は議場を入退場時、上着は着用するが、ネクタイは着用しない。会議中は、暑い方は上着も脱いでよいことにしております。なお、執行部も同様とします。皆様の御理解をお願いいたします。暑い方は上着をおとりください。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いいたします。

また、監査委員からの例月出納検査、工事監査の報告書も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝上良夫議員、友田香将雄議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る5月23日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しております会期日程（案）のとおり6月6日から13日までの8日間にしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から6月13日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。専決処分3件、条例2件、一部事務組合の規約変更1件、補正予算2件、以上8件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、平成30年第2回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分案件が3件ございます。

議案第26号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例について）」及び議案第27号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」は、地方税法等の改正に伴い、本年3月31日付で条例改正の専決処分を行ったものでございます。

議案第28号「専決処分の承認について（平成29年度白石町一般会計補正予算（第7号））」につきましては、好調なふるさと応援事業費や特別交付税に関しまして、本年3月29日付で予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

以上、3件について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、条例案件が2件ございます。

議案第29号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」は、平成30年度の税制改正に伴い、個人の町民税等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

議案第30号「白石町通学区域審議会条例の一部を改正する条例について」は、同審議会委員の任期につきまして、条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして、議案第31号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」は、同組合へ佐賀県東部環境施設組合が加入することに伴う規約変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、予算案件が2件ございます。

議案第32号「平成30年度白石町一般会計補正予算（第1号）」、議案第33号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」につきましては、各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

次に、議案第26号から議案第33号までの内容説明を求めます。

○木下信博税務課長

おはようございます。

税務課所管であります議案第26号「専決処分の承認について」御説明申し上げます。

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正したのですが、この施行期日が平成30年4月1日であったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の条例改正で主な内容につきましては、津波避難施設と設備及び再生可能エネルギーに係るわがまち特例の細分化と改修実演芸術公演施設の固定資産税減額申告の規定の新設でございます。

それでは、専決処分書を7ページまでめくっていただき、新旧対照表の1ページをごらんください。

第20条から4ページの第47条の5までにつきましては、個人及び法人町民税に係る規定でございまして、地方税法等の改正に合わせ、条ずれなどに伴い字句の改正を行ったものでございます。

5ページをお開きください。

中ほどの第48条については、法人の町民税の申告納付に関する規定でございまして、租税特別措置法に係る法人税割額の控除の規定及び所要の規定の整備に伴い、項の追加と条ずれに伴う字句の改正を行ったものであります。

8ページをお開きください。

第52条については、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございまして、地方税法の改正に合わせ、項の追加と条ずれに伴う字句の改正を行ったものであります。

10ページをお開きください。

下から4行目の第53条の7から次のページの第54条までは、個人町民税に係る特別徴収税額の納入の義務などと固定資産税の納税義務者などの規定でございまして、省

令改正に伴い字句の改正を行ったものでございます。

11ページをお開きください。

下から 8 行目の附則第 3 条の 2 から次のページ中ほどの第 4 条までは、先ほど御説明しました第48条及び第52条の改正に伴う条ずれ及び字句の改正を行ったものでございます。

13ページをお開きください。

附則第10条の 2 では、法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定まる割合の規定でありまして、津波避難施設及び設備と再生可能エネルギーに係るわがまち特例が細分化されたことにより、項の追加と条ずれによる字句の改正を行ったものでございます。

15ページをお開きください。

附則第10条の 3 第 3 項から18ページの第11項までは、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告に係る規定でありまして、法附則の条ずれに伴い字句の改正を行ったものでございます。

19ページをお開きください。

上から 5 行目の第12項では、改修実演芸術公演施設の固定資産税減額申告の規定の新設に伴い、項の追加を行ったものであります。

20ページの附則第11条以降につきましては、固定資産税及び特別土地保有税の特例について、地方税法の改正に合わせ、特例期間の延長を行ったものでございます。

なお、施行期日につきましては平成30年 4 月 1 日となっています。

続きまして、議案第29号「白石町税条例等の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものです。今回の条例改正で主な内容につきましては、地方税法において給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除が見直されたことに伴う個人町民税の改正、たばこ税の段階的な引き上げ、それと生産性向上特別措置法における中小企業等の設備投資の促進に係る固定資産税の特例でございます。

それでは、議案書を15ページまでめくっていただき、新旧対照表の 1 ページをごらんください。

第23条では、町民税の納税義務者等に関する規定でありまして、人格のない社団について、電子申告義務化に係る第48条第10項から第12項までの規定を適用しない規定の改正が行われたことにより、条文を改正するものであります。

なお、この部分の施行期日は平成32年 4 月 1 日となっています。

次に、第24条から次のページの下から 4 行目の第34条の 6 までは、個人町民税に関する規定でありまして、地方税法において給与所得控除及び公的年金等控除の引き下げと基礎控除の引き上げの改正が行われたことに伴い条文を改正するもので、2 ページの第24条第 1 項第 2 号では、障がい者、未成年者、寡婦などに対する非課税措置の所得要件が125万円から135万円となり、10万円引き上げるもの。第 2 項では、均等割非課税限度額に10万円を加算する規定を整備するものです。

また、第34条の 2 では基礎控除額について、第34条の 6 では調整控除について、適

用となる所得額の上限が新たに設けられ、そのものの合計所得金額が2,500万円以下である規定を整備するものです。

なお、この部分の施行期日は平成33年1月1日となっています。

3ページをごらんください。

下から7行目の第36条の2では、町民税の申告に関する規定でありまして、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件が見直されたことにより、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、この部分の施行期日は平成31年1月1日となっています。

4ページをごらんください。

下から8行目の第48条では、法人の町民税の申告納付に関する規定でありまして、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定が整備されたことにより、項の追加を行うものであります。

この部分の施行期日は平成32年4月1日となっています。

5ページをごらんください。

下から4行目の第92条からは、町たばこ税に関する規定でありまして、法改正に伴うたばこ税の引き上げと、加熱式たばこについての改正内容となっています。

第92条では、製造たばこの区分の追加。6ページの第92条の2では、製造たばこの区分の追加による条ずれによる整備。第93条の2では、加熱式たばこの喫煙用具を製造たばことみなす規定の追加。7ページの第94条では、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算して、平成30年10月1日から5年間かけて5分の1ずつ段階的に移行していく新課税方式の追加。10ページの第95条では、たばこ税の税率を1,000本につき5,262円から5,692円とし、平成30年10月1日から430円ずつ3段階により引き上げていく規定。第96条では、第92条の条ずれに伴う所要の整備。

11ページの第98条では、第94条において定義語を置いたことにより規定の整備を行うものです。

なお、この部分の施行期日について、たばこ税の税率の引き上げに係る施行期日は平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日。また、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算して新課税方式に移行する規定は平成30年から平成34年の各年10月1日となっています。

11ページをごらんください。

下から3行目の附則第5条では、個人町民税に係る所得割非課税限度額に10万円を加算する規定を整備するものです。

なお、この部分の施行期日は平成33年1月1日となっています。

12ページをごらんください。

中ほどの附則第10条の2では、生産性向上特別措置法によるわがまち特例の新設でありまして、要件を満たす中小企業等の設備投資に係る償却資産の課税標準額を3年間0円とする規定を追加するものであります。

なお、この部分の施行期日は生産性向上特別措置法の施行日となっています。

次に、附則第17条の2では、優良住宅地の造成等のために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定でありまして、租税特別措置

法の改正に伴う条ずれにより所要の整備を行うものです。

なお、この部分の施行期日は平成31年1月1日となっています。

14ページをごらんください。

14ページから22ページまでにつきましては、先ほど御説明しました第94条の加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算して、5分の1ずつ段階的に新課税方式に移行していく規定。第95条のたばこ税の税率を430円ずつ3段階により引き上げていく規定となっています。

23ページをごらんください。

附則第6条では、平成27年度の条例改正による旧三級品たばこの経過措置を改正するものでありまして、第2項では、平成31年3月31日まで1,000本につき4,000円とする規定を、平成31年9月30日まで延長するもの。

また、24ページから25ページにまたがる第13項では、平成31年4月1日から1,000本につき1,262円とする規定を、平成31年10月1日から1,692円とする規定に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○門田和昭住民課長

おはようございます。

それでは、住民課所管の議案の内容の説明をさせていただきます。

議案第27号「専決処分の承認について」御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日公布、翌日の4月1日の施行に伴い、白石町国民健康保険税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、内容的に3点の改正でございます。まず、1点目が国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、2点目が国民健康保険税の軽減措置の拡充、3点目が特例対象被保険者の届け出事務の改正であります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

まず、1点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

まず、課税額を定めております。第2条第2項ただし書き中、基礎課税額「54万円」を「58万円」に改めるものでございます。さらに、国民健康保険税の減額を定めております第23条中、「54万円」を「58万円」に改めるものでございます。この第2条第23条の改正が保険税の課税限度額を引き上げるものでございます。

参考までに、据え置きされました後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を含めた全体の国民健康保険税限度額は、改正前の89万円を改正後93万円に引き上げております。

また、本町の影響としましては、平成28年度の保険税算定数値で比較しますと、限度額超過世帯数で改正前が250世帯に対し改正後が230世帯と20世帯の減になっており

ます。保険税額にしまして962万円ほどの増額になると試算をしております。

次に、2点目の国民健康保険税の軽減措置の拡充であります。新旧対照表の1ページから2ページの第23条第2項中、「27万円」を「27万5,000円」に改めるものでございます。さらに、3ページをごらんください。同条3項中、「49万円」を「50万円」に改めるものでございます。これらは保険税の5割軽減、2割軽減の対象となる所得の算定に係る所得基準額を引き上げることによりまして軽減措置の拡充を図るものでございます。

参考までに、給与所得者65歳未満の2人世帯の前年度の総所得金額が、改正前と改正後では5割軽減枠が87万円から88万円に、2割軽減枠が131万円から133万円に軽減枠が拡大されます。

なお、本町への影響ですが、これも平成28年度の保険税算定数値で比較しますと、軽減世帯数は改正前1,700世帯に対し、改正後1,708世帯、8世帯の増になります。また、保険税額の影響は61万円ほどの減額になると試算をしております。ただし、この軽減枠拡大によります収入の減額につきましては、保険基盤安定繰入金で補填されることになります。

次に、3点目の特例対象被保険者、すなわち解雇や倒産等の被自発的失業者の方ですが、この方々の届け出事務の改正ですが、届け出事務について、マイナンバーによる情報連携により早くできるものであれば雇用保険受給者資格証明書の提示が不要になることによる改正であります。

新旧対照表の4ページの第24条の2第2項中、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これらを」を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

議案第28号「専決処分の承認について」御説明申し上げます。

平成29年度白石町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に1億569万5,000円を追加し、補正後の予算を152億1,140万1,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

6ページ、歳入のほうでございます。歳入としまして、特別交付税が確定したことによる補正額が5,569万5,000円でございます。ふるさと寄附金、これが5,000万円を計上しております。

次に、最終のページでございます。

歳出としまして、振興基金積立金として2,000万円、公共施設整備基金積立金として2,688万4,000円、ふるさと納税が予想より伸びたため、ふるさと応援事業費に5,681万1,000円を補正し、専決処分をしたものです。

続きまして、議案第32号について御説明申し上げます。

議案第32号の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に5,644万9,000円を追加し、補正後の予算を140億4,444万9,000円とするものです。

別紙主要事項内容説明書に記載してあります分につきましては、勉強会で担当課長が説明いたしますので、省略をいたします。

7ページをお願いいたします。

7ページ、歳入のほうでございます。

一番下段のほうに16款財産収入としまして、不動産売払収入、1 土地売払収入420万円です。これは、大字新拓の土地、旧生きがいデイサービスセンター横の敷地でございますが、一般競争入札により入札した結果、予定価格303万1,000円に対し420万円で落札いたしましたので、補正を計上しております。

次に、8ページをお願いいたします。

18款繰入金の1節ふるさと基金繰入金でございますが、これは平成29年度に学校に指定寄附をいただいた分を基金に積み立てておりまして、今回小学校の備品購入に充当するため繰り入れたものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

歳出の6款農林水産業費の農業振興費、9節旅費10万円の特別旅費を計上してございますが、これはタマネギべと病について兵庫県と佐賀県が連携して試験研究をしております淡路島までの職員旅費2回分を補正計上しております。

その下の19節負担金補助及び交付金の中で、産地パワーアップ事業の補助金を減額し、タマネギべと病緊急特別対策事業補助金を増額しておりますが、これは当初産地パワーアップ事業、こちら国の補助事業でございますが、こちらの事業で購入する予定だった機械の定価が補助事業の国よりも下回りましたので、県の補助事業の対象事業に組み替えたものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページ、9款消防費の非常備消防費の中で、8節消防団員退職報償金2,677万1,000円でございます。財源内訳のその他に2,661万8,000円とありますが、これは退職消防団基金からの収入を充当しております。5年以上勤続し退団した団員74名分でございます。なお、15年以上勤務した消防団員に対しては、町から退職記念品を贈っております。対象者は47名分でございます。

以上、補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吉岡正博学校教育課長

議案第30号「白石町通学区域審議会条例の一部を改正する条例について」説明をいたします。

現在小学校区の一部について変更を検討しています。この通学区域の適正化を諮問するため、本年度通学区域審議会を設置したいと考えます。

現在の審議会委員の任期は2年となっていますので、特定の区域を審議する場合はその案件の答申をされますと役目が終わります。

よって、条例案にありますように、第4条第1項中の委員の任期を「2年とする」から「委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする」に改めるものです。

なお、本件は小・中学校の統合再編とは別件でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○松尾裕哉総務課長

おはようございます。

私から、議案第31号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について」につきまして御説明をさせていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員、その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回佐賀県東部環境施設組合を加入させることによりまして、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数は現行44団体から45団体となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕 徹下水道課長

おはようございます。

それでは、下水道課所管の議案について説明をいたします。

議案第33号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」をごらんください。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算から歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,500万円とするものでございます。

増額補正の理由につきましては、農業集落排水事業下区地区処理区内の福富ゆうあい館北側の県道武雄福富線道路改良工事に伴いまして、下水道管施設が必要となり、杵藤土木事務所等と下水管移設工事について詳細に打ち合わせをし、実施設計を行った結果、工事請負費が不足したため、今回増額補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

歳入の補正につきましては、5款の繰入金、一般会計繰入金としまして、施設整備繰入金89万6,000円の増額をお願いしております。

なお、先ほど企画財政課長が説明しました議案第32号「一般会計補正予算」の10ページをお願いいたします。

この中の4款の衛生費、下水道費でございますが、ここで農業集落排水特別会計の施設整備費への繰入金として、先ほど申しました89万6,000円の増額補正をお願いしております。

また、戻りまして、農業集落排水特別会計の7ページをお開きください。

7款の諸収入、雑入としまして、県からの管路移設補償費として110万4,000円を増

額するものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出の補正におきましては、3 款施設整備費、農業集落排水事業費の15節工事請負費の下水管移設工事費200万円の増額につきましては、先ほども申し上げましたが、下水管移設工事の実施設計をしたところ、工事請負費が不足したため増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

説明が終わりましたので、次に移ります。

日程第4、5、6

○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第4号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」及び日程第5、報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」並びに日程第6、報告第6号「平成29年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」は、報告者が同じなので続けて説明を求めます。

○井崎直樹企画財政課長

3 件の報告について御説明いたします。

まず、報告第4号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」御報告申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により財政状況の公表等を行うものでございます。

去る5月29日、白石町文化振興財団において平成29年度の事業報告並びに決算報告等が承認されました。なお、平成30年度も前年度に引き続き、事業の企画運営に皆様の御協力をいただきながら積極的な自主事業に取り組まれています。

それでは、29年度の事業につきまして報告書をもとに御説明いたします。

報告書の1 ページをお願いいたします。

1 ページ、自主文化事業の実施のところでございます。映画上映会「ふしぎな岬の物語」、音楽部門の事業として第11回ふれあい郷音楽祭「大石将紀と新居由佳梨が奏でる音とふれあうコンサート2018」、小学校アウトリーチ「音の探検！おとどけクラシック」、このコンサートは4つの小学校に演奏者が出向き、本物の音を生で小学生に聞いてもらう公演も合わせて実施しております。第12回ふれあい郷ピアノ発表会を行い多くの方に来場していただきました。また、芸能部門の事業といたしまして、岩崎恭子講演会及び水泳実技指導会を催しております。多数の町民の皆様にお越しいただき、好評を得ております。

5 ページをお願いいたします。

5 ページが自有館の使用状況でございます。自有館では、町内外の皆様による文化活動の発表や各種講演会、研修会等に活用していただいた結果、平成29年度の利用件

数合計、5ページの右側一番下の太枠のところの合計のところでございますが、件数としまして327件、人員で3万3,603人。平成28年度より利用者では4,963人の増でございます。

6ページをお願いいたします。

6ページが自有館の使用料の状況でございます。これも、右下の欄で合計のところでございますが269万8,251円、前年度より28万2,491円の増となっております。平成29年度は7月にJ Aさかのカラオケバトル、11月に白石高校100周年記念式典、2月に杵島ライオンズクラブ40周年記念祝賀会、3月には旭大星の激励会など、ホール利用が多かったため、使用料については11%程度の増となっております。

次に、7ページから10ページまでが爽明館の利用者数及び徴収状況となっております。爽明館では、園児、小学生、一般を対象とした水泳教室などの授業を実施し、健康づくりに利用していただいております。

8ページをお願いいたします。

8ページが利用者数の合計欄に総合計のところでございます。4万9,111人、前年より988人の増。

続きまして、9ページ、次のページでございます。

利用料で1,573万8,754円、18万9,616円の減となっております。利用者がふえ収入が減った原因としまして、昨年度から年会員へ町の助成を始めております。これにより、複数回利用されていた方が年会員へ移行されたためと思われます。

10ページをお願いいたします。

10ページが会員の利用申し込み状況でございます。左から2つ目、1年会員が前年度より8名増の95名となっております。

小学生の水泳教室の開催や町の保健事業、健康教室、総合型スポーツ教育の一環として水中運動教室の実施と利用促進に努めております。今後一層の推進を図っていかれるものと思います。

11ページをお願いいたします。

11ページが遊喜館についての使用料、使用状況と徴収状況でございます。子どもクラブや小・中、高等学校の部活動、スポーツクラブ、宿泊訓練等に利用されるとともに、家族や地域の仲間同士でのバーベキュー、事業所の慰労会や親睦会など、幅広く利用されています。利用館件数では198件、前年より19件の増。利用人数としましては5,617人、前年度より594人の増でございます。利用料については65万2,130円、前年度より2万2,020円の増となっております。

12ページをお願いいたします。

12ページが芝公園、多目的広場の使用状況でございます。芝公園は親子の触れ合いの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフやゲートボール等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用や園児、小学生の遠足、高齢者のレクリエーションなど、幅広い年齢層に利用いただいております。利用数は3万2,890人となっております。

13ページから15ページは自主事業の実績報告でございます。

15ページの一番下の段、合計欄でございますが、自主事業として、音楽祭やピアノ

コンサートなどの公演による入場料収入と水泳教室による事業収入合わせた収入、右下の欄にございますが、130万4,400円となっております。

16ページをお願いいたします。

29年度の事業別収入内訳書になります。

17ページから19ページまでが支出の部の決算報告でございます。

19ページの一番下の段でございます。次期繰越収支差額のところでございますが、収入合計決算額が1億1,665万9,952円、事業活動支出決算額が1億304万4,049円となります。平成30年度へ繰り越す額としましては1,361万5,903円となります。

次に、27ページをお願いいたします。

27ページには、監査報告書を添付いたしております。

28ページから29ページまでは平成30年度の事業計画、30ページ、31ページでは平成30年度の当初予算書でございます。

32ページをお願いいたします。

平成30年度の自主事業計画書を添付しておりますが、下から2段目、1月27日、来年31年1月27日日曜日でございますが、道の駅オープン記念として、出張なんでも鑑定団を挙げております。

今後も皆様に親しまれるふれあい郷として町内外の方々が気軽に利用できる施設運営と文化施設、健康づくりの場としての活用を図っていただけることを期待し、29年度の報告といたします。

続きまして、報告第5号をお願いいたします。

報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」。

1枚お開きいただきたいと思います。

事故の相手方は、ここに記載しておりますとおりでございます。

事故の概要を先に御説明いたします。

昨年4月25日午前10時57分ごろ、町職員が公用車で国道34号線を佐賀方面へ運転中、小城市牛津町上砥川新宿交差点付近で、相手方の車が信号待ちで停車していたところに前方不注意で公用車が追突したものでございます。

2番目、和解の内容及び損害賠償額としまして、町が相手方物損に対し賠償する額は(2)で、その金額が60万6,000円。町が相手方傷害に対し賠償する額、(4)で、168万7,660円で和解ができましたので、平成30年4月18日付で専決処分をしたものでございます。

続きまして、報告第6号をお願いいたします。

「平成29年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成29年度の白石町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおりと報告させていただいております。

1枚お開きください。

平成30年度へ繰り越した事業は、6事業でございます。金額、事業費総額は6億9,687万9,000円のうち、翌年度へ繰り越した額が6億9,487万9,000円となっております。事業名の中で、道の駅施設整備事業以外は全て予算で議決いただいた金額を全額

そのまま繰り越して、平成30年度に執行することとしております。
以上、報告を終わります。

○片渕栄二郎議長

説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日からは一般質問ですので、よろしくお願いします。

本日はこれにて散会します。

10時26分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年6月6日

白石町議会議長 片渕 栄二郎

署名議員 溝上 良夫

署名議員 友田 香将雄

、

事務局長 小柳 八束